

「朝鮮と日本のあるべき関係」を求めて
 —梶村秀樹による^{ムルレ}물례の会および指紋押捺拒否運動
 への活動従事を手がかりに—

大槻和也

本稿では梶村秀樹による「^{ムルレ}물례の会」「指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」「指紋押捺拒否予定者会議」および「神奈川指紋拒否者相談センター」での活動を手がかりに、梶村の指紋押捺拒否運動への積極的活動従事の足跡と意味を当時の運動資料をもとに明らかにした。

梶村は地域運動体である^{ムルレ}물례の会の活動を主導し、地域に根ざした下からの運動を仲間とともに作っていった。朝鮮と日本とのあるべき関係を究極的目標としつつも地道な裏方作業も積極的に行う彼の活動のあり方は既存の知識人像に省察を迫るものである。

その誕生と開発において植民主義的色彩が強く反映された指紋押捺制度の撤廃に向けて闘う際にも梶村は、指紋押捺拒否者に徹底して寄り添う運動を仲間とともに作っていった。また梶村は活動に従事することで得た〈実践知〉の共有を通じて在日外国人と信頼関係を構築していった。そうした彼の活動目録は、日本人にとって参照点とすべきものである。

はじめに

1947年に出された外国人登録令による外国人「管理」の目的は、52年4月28日に施行された外国人登録法に引き継がれ、その14条に外国人への指紋押捺義務を規定した。それに対し、1980年9月10日に在日朝鮮人の韓宗碩が拒否をして指紋押捺拒否運動の口火を切った。1980～90年代にかけて在日朝鮮人を中心として展開した指紋押捺拒否運動は、他の在日外国人も運動に合流しつつ、日本の外国人登録体制に対する市民的不服従の運動として注目を集めた。運動の成果として、2000年の改定外国人登録法施行によって指紋押捺制度は廃止された。

本稿は指紋押捺拒否運動への梶村秀樹の活動に注目し、彼がどのような姿勢でこの運動に関わっていったのかを跡づけ、その意義を考察する論文である。特に東京都調布市における地域市民団体である「^{ムルレ}물례の会」における梶村秀樹の活動を中心に論じる¹⁾。

指紋押捺拒否運動の現場で、1980年代を中心に指紋拒否者および支援者の手による

ミニコミや書籍が全国の各地域で多数刊行された。90年代以降、それら資料や体験にもとづいた論文が出ている。寺島俊穂（1995, 1996）²⁾は指紋押捺拒否運動を日本社会における非暴力抵抗、市民的不服従の運動であるとし、普通の個人が不正なる現実に関わりかけ、現実を変えていくことに成功した実例と位置づけている。金隆明（2003）³⁾は指紋押捺拒否運動という内外人不平等を日本人自身に感覚できる形で問題提起したことに指紋押捺拒否運動の意義を求めている。佐藤信行（2003）⁴⁾は指紋押捺拒否運動に現場で携わった活動家の手による論文で、指紋押捺拒否運動の推移を非常にきれいに整理してある。杉原達（2005）⁵⁾は、指紋押捺拒否運動の歴史的地平から帝国を問い直す試みをしている。これらの研究は、指紋押捺拒否運動を概略的ないし全体的に分析し、その意義や特徴を見出している点が重要である。一方で運動の全般的な把握に努めるあまり、在日外国人の拒否者と支援者が織りなす現場での運動団体の構築過程についてはやや叙述が平板であり、下からの運動がどのように作られていったのかが分かりにくい。

他方、梶村の社会運動との関わりについての先行研究は、姜元鳳（2014）⁶⁾が関係者との手紙のやりとりなどを駆使し、梶村の諸活動を年譜形式にして整理しており、刊行物以外の資料にもとづく研究手法が参考になる。また山本興正（2016）⁷⁾は、金嬉老裁判に関わりながら経験した、弁護団や公判対策委員会の様々な議論、葛藤の中に梶村の思想を位置づける作業をしている。また山本興正（2021）⁸⁾は梶村も中心的役割を担った日本朝鮮研究所における反差別語闘争を描いている。大槻和也（2017）⁹⁾は梶村の在日朝鮮人史研究と彼が参加した社会運動とがいかに影響しあっているのかという観点から、梶村が1985年に提起した「国境をまたぐ生活圏」概念の起点として金嬉老裁判における梶村の思索と執筆活動を位置づけている。しかし梶村が指紋押捺拒否運動に関わったのかについては、まだ本格的な研究が手つかずの状態である。梶村が1980年代以降、最も積極的かつ献身的に活動したのがまさに指紋押捺拒否運動である。生涯、社会運動に積極的に関わり続けた知識人としての梶村秀樹のあり方について考察する際には、指紋押捺拒否運動への活動従事者の経験は避けて通れない研究課題となる。

そこで本稿では、梶村の指紋押捺拒否運動への参加を当時の運動資料を駆使して具体的に跡づけるとともに、その意義について考察する。すなわち、梶村秀樹の活動家としての側面に注目し、どのように活動に従事したのかを明らかにする。その際、梶村における活動参加の具体的なディテールに注目する。梶村が活動参加にどのような意味を込めたのかについて考察することで、既存の知識人像に自己省察を迫るような活動家としての梶村秀樹像が明らかになる。물리의会を通じた調布地域における指紋押捺拒否運動

への積極的参加のみならず、指紋押捺拒否予定者会議、神奈川指紋拒否者相談センターの共同代表としての活動など、梶村は1980年代における指紋押捺拒否運動において重要な役割を果たすと同時に、ある意味では運動を仲間とともに創っていく役割も果たした。既存の研究が運動を鳥観図のごとく概観する視点であるのに対し、本稿では視点を変えて梶村秀樹という一知識人・活動家から運動がどのように作られていったのかを見ていく。その際に、板垣竜太のいうように「結果論的な歴史叙述に抗」し、「未来の不確定である状況においてその都度の判断によって生きる姿」¹⁰⁾を叙述していこうと考える。梶村が他界した1989年は指紋押捺拒否運動の最中でもあり、指紋押捺制度の撤廃如何は不確定の状況であった。彼が遺した活動と発言の足跡も、不確定な状況を突破しようとする現場の中で表出されている。ゆえに、彼が生きた運動の現場性を再現する。

研究資料は『梶村秀樹著作集』を含む梶村秀樹が書いた様々な論考、また물례の会が発行した市民講座記録のパンフレット、地域訪問時や街頭宣伝時に在日朝鮮人、日本人市民に配布したビラである『물멀레리(糸車)の会』および『ひとさしゆびに自由を』両ニュース¹¹⁾、さらにNPO法人文化センターアリラン所蔵の『梶村秀樹運動史資料』、そして関係者によるインタビュー資料や日記¹²⁾等である。運動の現場でまかれたビラや梶村と運動を共にした人々の回顧を資料とすることで資料的にも新しい。かつ公刊された書籍の枠を超え社会運動の一次史料を参考にし、下からの運動を再構成する。

1 指紋押捺制度導入と指紋拒否の歴史

1.1 指紋押捺とは何か

指紋の万人不同性と終生不変性、分類可能性、物体遺留性という性質が発見され、指紋によって人間の異同を識別する「指紋法」が、19世紀後半以降にイギリスの優生学者ゴルトンや植民地インドに赴任したイギリス人行政官ヘンリーやハーシェルなどにより研究、開発されるようになった。そして治安機関が指紋を採取し登録することで、人を識別し、検索し、さらに追跡できるようになった。こうして、指紋を索引とした人違いすることのない個人情報管理システムができあがった¹³⁾。

指紋による追跡機能の説明にあたって金英達は、内務省警保局保安課が1935年までに作成した特高警察例規集の中の「特別要視察人視察内規」第32条にある要視察人に対する「機會アル毎ニ指紋ヲ採取スベシ」の引用からはじめており、指紋押捺制度の含意を考える際に参考になる。金によると「治安機関がある特定の人物について、長期間

にわたってその動静を監視したいとき、本人確認のために指紋照合はたいへん都合がよい手段」であり、指紋を採取しておけば対象者が身を隠しても「追跡子（トレーサー）の役割を果たす」のである。この追跡機能を制度化したのが1952年4月に施行された外国人登録法の指紋押捺規定だと金は指摘する。つまり切替の度に市町村役場に出頭させ継続的な指紋押捺を義務づける指紋押捺制度は「人間を管理の鎖につなぐ」ものである。そして対象者は「特高用語でいえば“特別要視察”の対象となっている」と指紋押捺制度を評価している¹⁴⁾。戦前における特別要視察人に対する特高の監視と戦後における外国人登録指紋押捺制度の類似性ないし連続性という含意は注目すべきである。指紋押捺拒否裁判の中で指紋は同一人性確認のために利用されているわけではなく、警察や公安が指紋登録原票を頻繁に閲覧していた事実が明るみになった¹⁵⁾が、この事実は金の眼目を裏書きしている。

渡辺公三は指紋による個人識別機能が19世紀後半のイギリス植民地インドで証書の登記や監獄における人間同定技術として使用され、やがて南アフリカや他の植民地圏にも広がり宗主国へと伝播したことを描いている¹⁶⁾。注目すべきは植民地行政官や警視総監、外国人労働者の雇用主といったアクターによる当時の同一性への問いが「大量の「異族」をどう管理するかという管理実務者の視点から立てられていること」である。かつ「彼らにとってこの異族は、署名を書くこともままならぬ無知な存在で、しかも西欧人の眼からは見分けがつかない存在」と認識されていたという渡辺の指摘は重要である¹⁷⁾。特定の間人集団へのレイシズムにもとづく劣等視を前提とした管理手法としての指紋のあり方を抽出している。指紋の活用が他ならぬ植民地で本格的に進行したことの背景としても説得的¹⁸⁾である。

1.2 戦後日本における外国人管理と指紋押捺制度

以上のような指紋登録を内に含む外国人「管理」は、戦後日本において以下のように展開した。植民地支配からの解放直後、多数の朝鮮人が日本から朝鮮半島に帰還していったが、朝鮮半島の経済的、社会的状況の厳しさやコレラの流行などから日本に再渡航する朝鮮人が増えてきた。それに対しGHQと日本政府は朝鮮人再渡航の水際取締とともに在留管理を行おうと試みていく¹⁹⁾。1946年11月には大阪で「朝鮮人登録に関する件」が実施され、朝鮮人登録証には写真欄の裏に左右人さし指の指紋欄が設けられていた。実際には指紋押捺は実施されなかったようだが、指紋登録制度の先駆的事例である²⁰⁾。1947年5月2日には「外国人登録令」が公布・施行された。外国人登録令はよ

く知られている通り、天皇による最後の勅令である。これにより外国人の日本入国を禁じ在留登録義務を新設し、個人識別手段として顔写真登録を採用した。また外国人登録証明書の常時携帯・呈示義務を規定し、さらに登録違反者、不法入国者には刑事罰と国外退去強制措置が課された。加えてこの勅令において台湾人および朝鮮人は「外国人とみなす」とされた。これに対し在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）は7月には証明書の提示義務条項、写真登録条項の撤廃など、条文の改正を求める方針で闘争した。しかし他の民族団体との齟齬もあり妥結のめどが立たず、朝連も内務省と8月に覚書を交わし登録に応じた²¹⁾。

朝連の強制解散の直後である1949年12月には外国人登録令が改定され、外国人登録証明書に3年毎の切替制度を導入した。さらに1951年11月「出入国管理令」を施行し、外国人の在留に活動内容と在留期間の枠をはめる在留資格制度を採用した。

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約発効に伴う外国人登録令の廃止により「外国人登録法」が制定され、第14条に指紋押捺条項が盛り込まれた。板垣によると、「治安を乱す」とみなされた朝鮮人をどのように取り締まるのかについて政府内ですでに議論されており、朝鮮戦争勃発を契機に取り締まり強化を図るため指紋押捺制度を導入したという。写真では偽造などにより識別不可能という政府の根本的な不審が土台となり指紋登録と外国人登録証の常時携帯義務という監視システムが構築された²²⁾。これに対し9～10月にかけ在日朝鮮統一民主戦線（以下、民戦）、祖国防衛委員会が主力となり、登録自体を韓国への追放や韓国の徴兵制の適用など、在日朝鮮人の生活全般を李承晩政権の掌握下に置く企図をとらえ、再軍備反対や破防法反対などと合わせて登録拒否を主張した。10月下旬に民戦代表は法務省鈴木入管局長と会見し、強制追放をしないこと、韓国の徴兵に利用しないこと、1945年以前からの日本在住朝鮮人に対する居住権の認定などを認めさせ拒否闘争を打ち切った。その後も個人的意思による申請拒否が相次ぎ、10月末の申請締め切り時点で4万人弱の未登録者が出た。「正当な主体的行動を政治犯と規定して強制退去の対象とすらしようとする姿勢への憤激」は民戦、在日本大韓民国居留民団（以下、民団）、留日華僑総会に一致したものだ。こうした反対によって指紋押捺制度実施を55年まで先送りさせた²³⁾。

1955年4月に「外国人登録法の指紋に関する政令」を制定し、3年延期されていた指紋登録を実施した。これについて政令起草担当者は「切替のない時期を選んで、反対運動の機会を」与えずに行なったことを述べている²⁴⁾。

1.3 1980年代の指紋押捺拒否運動の推移

次に佐藤信行の整理²⁵⁾をもとに、次章以降の叙述の背景となる1980年代における指紋押捺拒否運動の推移を簡単にみていこう。1980年9月10日に在日朝鮮人二世である韓宗碩が新宿区役所において指紋押捺拒否を行なったことから、1980年代における指紋押捺拒否運動は始まった。福岡では崔昌華、崔善愛、崔善恵が、横浜では中学生であった辛仁夏などがこれに続き各地で指紋押捺拒否をした。こうした動きに対し82年8月に外国人登録法が改定された。それにより外国人登録証明書の切替期間が3年から5年に延び、指紋押捺義務年齢、常時携帯義務年齢も14歳から16歳に引き上げられたが、指紋不押捺罪の罰金が3万円以下から20万円以下に跳ね上がった。加えて82年10月には法務省が運動の広がりを抑圧すべく拒否者の再入国申請を不許可とした。他方で自治体労働者の不告発運動や地方議会における外登法改正を求める決議が広がり、さらに各地で拒否者を「支える会」が結成された。83年11月には、6件の刑事訴訟（指紋拒否訴訟）と2件の行政訴訟（指紋拒否者の再入国権訴訟）が闘われていた。

1985年の外国人登録証明書大量切替に向け、83年9～12月にかけ民団は外登法改正を求める100万人署名運動を開始した。また84年9月には指紋押捺拒否予定者会議が発足し、翌年の切替に際し指紋拒否予定の意思表示をするという運動を開始した。そうした動きも相まって、指紋拒否予定者を囲む市民運動体が全国で84～85年に150以上誕生する。84年12月時点で拒否者は82名を数えた。

1985年1月には川崎市長が指紋拒否者を警察に告発しないという「不告発宣言」をする。それに対し警察は自治体の告発なしに指紋拒否者を逮捕しはじめ、法務省は拒否予告運動に対する対抗措置として「5.14通達」という登録事務要領の見直しを通達し自治体の運用を厳格化させる形で弾圧にのりだした。これは第一に指紋拒否者に登録証を交付せず「交付期間指定書」を発行し、第二に登録済証明書に指紋拒否者には「指紋不押なつ」と、指紋拒否意向表明者には「確認未了」と記載し、第三に「指紋不押なつ」者を告発する運用を自治体に求める通達である。こうした国側の強硬策に対し、さらに多くの指紋拒否者が出た。また、5.14通達の不実施、通達返上を求めて全国の自治体窓口で要請行動や交渉が取り組まれた。民団は5～10月まで指紋押捺を留保する運動を展開した。85年12月時点で指紋拒否者1944名、留保者2737名にのぼった。

一方、運動の盛り上がりに対し法務省は85年11月から永住資格を持たない指紋拒否者への在留期間短縮、かつ在留更新の不許可という制裁措置を発動した。警察は指紋拒否者への執拗な任意出頭要請と逮捕で応じた。政府は87年9月には外登法改定案²⁶⁾を

国会で成立させ、同改定法は88年6月に施行された。

改定法施行後も指紋押捺制度撤廃をめざす運動は続いた。しかし、1989年2月6日に昭和天皇の死に伴う「大赦」が指紋押捺2回目以降の指紋拒否罪、登録証不携帯罪に適用された。大赦により、裁判所は指紋制度と常時携帯義務に関する憲法判断を示さずに「免訴」の判決を下し、当時係争中であった29件、33名の裁判を封殺した。その後1993年施行の改定外登法により永住者および特別永住者への指紋押捺が除外され、2000年施行の改定外登法により指紋制度が全廃されるとともに外登証不携帯罪が軽減された。しかし「テロ対策」を名目に2007年から日本に（再）入国する外国人（特別永住者を除く）への指紋採取は復活し²⁷⁾、今に至る。

2 外堀から内堀へ——물레の会と梶村秀樹の活動

2.1 물레の会発足の経緯

물레の会は東京都調布市に拠点をおく運動団体である。会発足時のメンバーは姜栄一²⁸⁾、梶村秀樹が共同代表を務め、倉橋葉子²⁹⁾、坂内宗男³⁰⁾、徳永五郎³¹⁾の5名である。そのすぐ後に柏木実³²⁾も参加し、会報の編集などを担っている。調布市職員労働組合（以下、「市職労」と表記）に所属していた参加者もあり、坂内の他に中倉隆は市職労役員である。また運営委員の小池一郎は市議会議員である。물레（ムルレ、糸車という意味）の名称は、朝鮮からの渡来人とともに移入された道具であり、そこから日本と朝鮮とをつなぐきずなとしての意味を込め、1979年10月3日に倉橋宅で行われた会合で梶村が会の名称にと提案したものである。ロゴは倉橋の妹である俊子氏が梶村所蔵本の写真を借りてデザインしたものである³³⁾。

물레の会発足の瞬間については倉橋の回想が詳しい。1979年夏に数回地域に住む在日朝鮮人児童に朝鮮語を教えていた倉橋は、同年9月に在日大韓基督教会調布教会での子ども会活動を梶村に相談した。9月26日の夜8時に調布駅前の「しの」という喫茶店で梶村、倉橋、姜、徳永の4名が集まり、会発足に向けた会合がもたれたという。調布教会が改築中であったため子ども会は今後の課題となったが「まず調布の地でやるという地域性を考慮しつつ朝鮮の歴史を知る場を定期的に市民講座として開いていこう」という方向性に進んだという。2回目の会合は梶村も参加し倉橋宅で行なった³⁴⁾。

물레の会の起源について、坂内は調布における地域運動経験の連続性の中に位置づけて以下のように回想している。国民健康保険と国民年金への在日朝鮮人への適用を求め

て1973年頃から調布で個別に活動していたものを、まとまって活動する機運が高まり結成に至ったという³⁵⁾。また柏木は、姜栄一の息子の就学通知書が届かないという事態に対し、活動をはじめたと述懐している³⁶⁾。

もう一つの地域運動の流れとして、물례の会結成以前から徳永を中心に行っていた申京煥の強制送還を阻止する運動があげられる。徳永らは「運動の場だけで韓国人といっしょになるのではすべてしまうと思ひ」調布の多摩川べりにある在日朝鮮人集住地区への戸別訪問を行っていた。訪問活動を6年ほどしていた際に梶村から電話があり、徳永が運動に参加する運びとなったという³⁷⁾。

물례の会結成の契機の一つとして姜は在日大韓基督教会調布教会が会堂を新築する際に地域の同胞社会に開かれた教会としての役割を担おうとした³⁸⁾ことを挙げている。こうした契機も会の結成に影響を与えており、물례の会が調布の在日朝鮮人集住地区に結成された場所性と深い関係がある。

寺島俊穂はキリスト教の普遍性が人権の普遍性と結合し、指紋押捺拒否運動の重要な担い手の一つとなったと指摘している³⁹⁾。また田中宏も、キリスト教の普遍的な価値を基盤に国家、国籍、国境の壁を越えて運動が広がり、指紋に関する小集会を教会で開催していたと当時を振り返っている⁴⁰⁾。しかし韓国や欧米におけるキリスト教の抑圧的、反動的役割をみれば、キリスト教の普遍性一般のみをもって社会運動との親和性を説明するのはやや無理がある。むしろ、日本におけるキリスト教のポジションの独自性から社会運動との親和性を導き出す方が説得的である。欧米においては政府、権力とキリスト教の距離が近く、そのため政治的保守運動の場となっている。韓国においてキリスト教は、一方で社会の保守性を先導し維新体制や保守政権を社会的に支えてきた側面がある。他方で反体制的なキリスト者の存在や主として1970年代以降の民主化運動に貢献した進歩的側面もあり、二面性をもつといえる⁴¹⁾。それらに比べて日本のキリスト教は政府や権力との距離が遠く、その分権力とは相対的な独自の空間を担いうる。ゆえに指紋押捺拒否運動のような社会運動の担い手たりえたと考えるべきであろう。

調布の場合、指紋押捺拒否運動以前から教会を媒介として日本人と朝鮮人との共同的活動がすでに行われていたことが朝鮮人差別に関する社会運動を地域単位で行う際の有利な条件だったこと、また教会に通う人々がもつ朝鮮史への関心と差別反対の問題意識が、梶村がキリスト者とともに地域運動をはじめていった理由として考えられる。

물례の会には明文化された会則や活動方針は見当たらない⁴²⁾。そのため、会発足初期の活動方針については活動日誌や主要メンバーたる倉橋による書簡が参考になる。1979

年9月26日の会合で「調布を中心に在日朝鮮人問題に取り組むことで合意」している。12月19日には役割分担を決め、情宣活動として常時ニュース（ビラ）を発行し、年数回の会報を発行することを決めた⁴³⁾。倉橋の書簡によると、在日朝鮮人が日本政府・社会に差別されている実態、祖国の人々からの誤解や差別を受けている問題について知り、「人権の視点を基本にすえて関わり対話を深め、差別の除去に努めることを基本方針としている。また在日本朝鮮人総連合会（以下、総連）、在日本大韓国民団（以下、民団）のどちらにも加担せず、「祖国の政治状況をもろに持つてくるのではなく、日本で生きる時の問題を考えていく」ことなどが分かる⁴⁴⁾。民族団体と一定の距離をとることで分断の政治から自らを相対化させ、地域に根ざしつつ人権の視点から両団体にも共通する在日朝鮮人差別の問題に関わり、差別を除去していくことが물례の会の立ち位置といえる。

물례の会に対する梶村の思いが端的に読み取れる発言があるので紹介しておこう。1979年12月5日に開かれた、물례の会における最初の市民向け集会である「映画と講演の集い」にて司会進行を担った梶村は「ムルレとは、糸をつむぐ糸車のことですが、会として今日が初めて社会に開かれた最初の集まりになります。朝鮮と日本のあるべき関係を考えながら、この調布の地を中心に、地域に根づいた活動をしていこうというのが目的です（傍点引用者）」とこやかに話していたという⁴⁵⁾。「朝鮮と日本のあるべき関係」をみすえながら活動をしていくという点に、물례の会という地域活動を通じて朝鮮と日本の関係性を変革していくという梶村のビジョンが見てとれる。

2.2 물례の会の活動

2.2.1 『물례の会』ニュースと地域訪問活動

물례の会ではB4判で2頁分の『물ムル레레（糸車）の会』と題したニュース（以下、『물례の会』ニュースと表記）を1980年1月から約1000部印刷し、調布市内の在日朝鮮人宅に戸別訪問し配布していた。発行間隔はメンバーの忙しさや後述する市民講座の会報発行作業などの関係でまちまちであった⁴⁶⁾。「指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」（以下、「調布市民の会」と表記）が発足する1985年6月までの間に27号が発行されている。その後、調布市民の会の活動が活発化し『물례の会』ニュースはいったん発行が中断した。梶村の死を受け、1989年6月に調布市民の会を調布물례の会の中に組織改編したのちに会報のタイトルを『물례（糸車）』とし、新たに第1号が1989年12月から発行された。2020年3月1日発行の172号が最終号である。

ムルレの会は市職労との協力関係もあった。坂内と中倉の他にも市職労所属の会員は多く、市職労としてムルレの会を支えることを決議し、『ムルレの会』ニュースを発行する際に用紙提供や印刷をしてくれたという⁴⁷⁾。

『ムルレの会』ニュースは戸別訪問時の在日朝鮮人との対話のきっかけとなった。また集会の情報共有や在日朝鮮人差別の問題に対する会員の見解、参加者による市民講座の感想など、読者による投稿もあり双方向性をもつ媒体であり、交流の場になっていた。

共同代表の姜によると、梶村は忙しくても「地域訪問には欠かさず参加をしておられ地域の朝鮮人とのふれ合いを大切にし」ており、「ムルレの会の代表、アドバイザー、案内を印刷する裏方などのムルレの会のシンボリック的存在」であったという⁴⁸⁾。

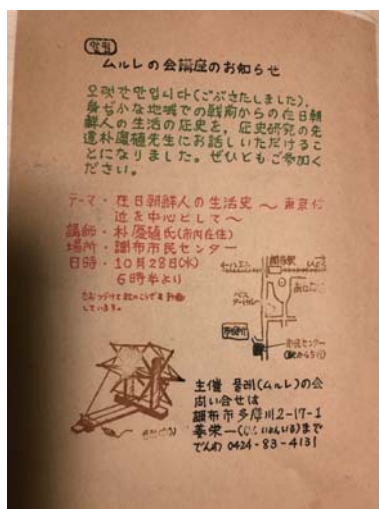
2.2.2 市民講座

ムルレの会では市民講座を年数回行っていた。テーマも古代から近代にいたる朝鮮観の見直しを目指す歴史講座、在日朝鮮人学生が日本の学校で受ける差別の問題、東京の在日朝鮮人史、そして後述する指紋押捺拒否運動など多様であった。倉橋は「私たちは知らないから市民講座の講師やなんかは梶村先生がね、色々で紹介してくださって交渉してそれで取り組んだんですよ」と証言している⁴⁹⁾。多くの場合は梶村の人脈を通じて市民講座の講師の選定、交渉が行われており、梶村の役割は欠かせない。講師の中で李進熙、金達寿、朴慶植は『季刊三千里』を通じた人脈であり、姜徳相は大学時代からの親友である。また旗田巍は日本朝鮮研究所、朝鮮史研究会での親交があり、田中宏、朴容福は指紋押捺拒否運動で共に闘った同志である。

宋富子、山本すみ子は桜本の在日大韓基督教会川崎教会、青丘社での活動における人脈である。

坂内は当時を「梶村さんも、私どもと同じく、ピラをたずさえ（時には（娘である；引用者）いちげちゃんをおんぶして）、家庭を訪ね、集会では司会、録音、受付係などを分担されました。とくに市民講座等のお知らせのためのはがき印刷（カード・プリンターで約二百枚）は梶村さんの独壇場でありました⁵⁰⁾と、裏方の作業も含め積極的に活動していたことを振り返っている。1981年9月17日の会合について「姜、梶村、村松、徳永と私参加。ムルレの会講座のお知らせ 葉書

図1 梶村作成の市民講座葉書（倉橋葉子氏提供）



を梶村先生が作成してくる」⁵¹⁾と倉橋が日記に記していることから、梶村が市民講座の葉書(図1)作成担当であることがわかる。

エドワード・サイードは「知識人にとってなすべきことは、生存の問題を超えて、政治的解放の可能性を問うことであり、指導層に批判をつきつけることであり、代替的可能性を示唆することである——たとえ、この代替的可能性が、いつも、まぢかにひかえた戦いには無関係なものとして周辺化されたり一蹴されるとしても」⁵²⁾と述べている。上記のうち政治的解放の可能性の探求、指導層への批判は市民運動の中では一般的に必要とされるものであるが、最後の代替的可能性の示唆という項目は、活動に参加する知識人自身の行動のあり方についても当てはまると考えられる。つまり、活動の中で周辺化され一蹴されがちな研究者の権威性といったものを、行動を通じて自己否定していくことで、行為遂行的に代替的可能性を示唆していくあり方である。梶村が暁の会の中で積極的に葉書をつくり、ビラを配り、戸別訪問で在日朝鮮人と顔を合わせ会話する⁵³⁾といった行為は、梶村が活動家として自身の理想(代替的可能性)を実践していた姿とみることができる。

一方で、梶村自身は自らの権威性を否定していく行為を気負いながらではなく、むしろ楽しみながら行っていたとも十分に考えられる。

倉橋：梶村先生ってやっぱりほら、市民活動に忙しすぎちゃって。ねえ、なんかそういうのに振り回されたんじゃないかっていう噂がどっかから聞こえてくるんだけど、決してそんなことなく。私は(梶村さんが)楽しんでこう、楽しんでなさってたっていう風な感じはしてますよ。

坂内：学者だけの人じゃないからね。だから実践をいやいやながらやってるわけじゃないよね。全然、自然と。⁵⁴⁾

梶村と活動を共にした倉橋と坂内の証言からは、梶村が楽しみながら活動していた姿が浮かび上がる。働く人々と共にあること、知識の量ではなく同じ志をもつ仲間と同じ目線で向き合うことに、梶村は内発的喜びを感じながら活動していたと考えられる。

2.2.3 外堀を埋める——市民講座の位置づけをめぐって

梶村秀樹は暁の会における市民講座をどのように位置づけていたのだろうか。そのことを考えるにあたって示唆的な資料となる、1981年5月～83年2月までの日記の抜粋を書簡で倉橋が提供してくれたので、長文になるが引用する。まずは1982年10月6

日の例会で次回の市民講座のテーマを検討するときの梶村の発言である。

教育をテーマに講座を市民に広く呼びかけるのは外堀を埋める作業だ。〔中略〕ムルレの会は、調布の地において日本と朝鮮との関係を、あるべき形に向けて運動するささやかな運動体ではないか。教科書問題は身近な問題ということを姜徳相氏に、教員採用問題、田中宏氏はどうか。(傍点引用者)⁵⁵⁾

次に、1983年3月30日の例会で行われた市民講座の反省会の議事録である。

(姜栄一) 参加者が少なかったのはなぜか? 講座案内を3回まとめて1本にしたのにも関係があるのでは。

(坂内宗男) 生々しい問題に触れると参加者が少なくなるのは予想していたこと。

〔中略〕

(梶村秀樹) 市民講座などを通じて今まで外堀を埋める作業をしてきた。行政闘争をしていく際にもこれからは内堀を埋める作業を!!

(坂内宗男) 多摩川小学校の先生との関わりをもとう。校長先生をたずねていこう。

(傍点引用者)⁵⁶⁾

これらの書簡から、梶村はムルレの会における市民講座を外堀のような存在だと位置づけていたことがうかがえる。外堀を埋めるとは、ある目的達成のために遠回しの作戦をとったり、周辺の問題から片付けていくことをいう。外堀に対応する内堀が何であるのかは倉橋も生前の梶村から聞いておらず未解明な部分があるが、考察していきたい。

この場合の外堀とは市民に広く呼びかけることを通じた意識面、世論の変化をさし、間接的な影響圏をつくっていくことであると考えられる。それに対しこの場合の内堀とは、実際の指紋押捺拒否運動、行政闘争など法制度の具体的な変革に向けた行動をさすと考えられる。人々の意識を変え、高めていくという外堀を埋めていく作業をすることで意識が変わった人々が、行政面や他の様々な具体的場面で圧力をかけ法制度を変えていくという内堀を埋める作業に移行する、という運動のイメージがうかがえる。これらのやりとりからは、梶村の活動家としてのことばを感じることができる。加えて後述するように1985年には指紋押捺拒否運動に特化した団体を作っていく流れを鑑みると、地域運動というささやかな運動形態はとりつつも、確実にかつ具体的に日本と朝鮮の関

係を変革していくことを梶村は考えていたとみるべきであろう。

そう考えると上述した梶村の「調布の地において日本と朝鮮との関係を、あるべき形にむけて」いくという発言は、外堀と内堀を埋めたその先の本丸にあたる究極的目標と考えることができる。先に引用した물례の会が初めて行なった市民向け集会での、梶村による「朝鮮と日本のあるべき関係を考えながら、この調布の地を中心に地域に根づいた活動をしていこう」という発言も、これに符合する。梶村はこの究極的目標を念頭に置きながら물례の会の地域活動をしていたということである。

2.3 指紋問題に向けた活動

물례の会として最初に指紋押捺拒否運動関係の集会をもったのは、1983年11月13日に調布市民センターで行われた「ヤンヨンジャ（梁容子）コンサート」である。同氏による歌を通して指紋問題をアピールするコンサートを開催した。コンサートの間には1980年に指紋押捺拒否をして運動の口火を切った韓宗碩の講演が行われ、韓さん一家の指紋押捺拒否を支える会、李相鎬さんを支える会から連帯の挨拶がなされた⁵⁷⁾。1984年秋から翌年春にかけては「『ひとさし指』の自由」と題し指紋押捺拒否運動をテーマにした市民講座を3回連続で行なった⁵⁸⁾。各回とも20～30名の参加者がつめかけた。

『물례の会』ニュースで指紋の問題に初めて言及した記事は11号（1981年6月発行）の坂内宗男による「ある事件」という記事⁵⁹⁾である。ただ、물례の会市民講座のテーマ変遷などをみても、81年時点では指紋の問題は在日朝鮮人をめぐる様々な問題の中の一つという位置づけであったと考えられる。

しかし上述の市民集会と同時期の83年11月に発行された『물례の会』ニュース21号以降、毎号のように指紋押捺拒否運動関連の集会の案内や記事が掲載されるようになる。梶村が『물례の会』ニュースで指紋押捺拒否運動についてはじめて書いた記事は24号（1984年8月発行）の「署名に協力を！！外国人登録法改正と指紋押捺拒否者の支援とにむけて」である⁶⁰⁾。これは同年6月30日の会合で指紋拒否者を支援する署名運動への参加決定⁶¹⁾を受けたものである。この記事において梶村は犯罪人扱い論の観点から指紋制度を批判している。すなわち被疑者に限って捜査機関が採取する指紋を16歳以上の外国人は3年ごとに、かつ採取方法も同様の形式で取られる。さらに指紋情報が載った外国人登録原簿を警察が頻繁に閲覧、複写している。これは外国人を「潜在的な犯罪人」とみる扱いだと批判する。反対運動に対する自治体の告発や再入国不許可などの弾圧、外登証不携帯への重罰規定なども紹介し、人権無視の法律である外登法の改

正を要求する署名を呼びかけている。署名の要求項目は、指紋押捺制度の廃止、外登録常時携帯義務制度の廃止、法違反に対する過重な罰則を「戸籍法」「住民基本台帳法」なみの過料に改正すること、拒否者に対する告発を自治体に強要しないこと、再入国不許可措置などの拒否者に対する報復措置をしないこと、の5点である⁶²⁾。

そして外国人登録証明書の大量切替の年である1985年の3月1日には有楽町第一生命ホールで開催した「指紋押捺制度“完全”撤廃を求める3.1全国共同関東集会」の実行委員会に물례の会が参加団体として名を連ねている。これは3.1独立運動の行われた3月1日に全国各地で行われた共同連帯集会の一つである⁶³⁾。決議文では指紋押捺拒否運動について「南北分断という困難な状況のなかで韓国籍、朝鮮籍の者が指紋制度撤廃にむけともに戦いを展開し、この日、さらなる闘いへの決意を新たにすることは、民族史上においても意義深い」と、分断体制下における韓国籍、朝鮮籍在日朝鮮人の共同運動である側面を強調している⁶⁴⁾。

このように、徐々に指紋押捺拒否運動に全面的にコミットしていくことになる。

3 内堀を埋める

——「指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」と梶村秀樹の活動

3.1 指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会発足の経緯

第1章第3節で記したように、1985年は外国人登録証明書の大量切替を控え、法務省側にとっても拒否する運動の側にとっても山場にあたる時期であった。指紋押捺拒否運動が盛り上がりを見せていたこの時期、물례の会にも転機が訪れる。会員を中心として指紋押捺拒否運動に特化した団体づくりが進められた。4月ごろから「指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」（以下「調布市民の会」と表記）の結成準備が始まった。調布は三多摩地域で最も在日朝鮮人在住者が多く、물례の会の活動もあることから日本人と朝鮮人とが共に動ける団体づくりの下地が整えられていた。4月8日の会合で「迫る大量切替に備えて拒否者一人一人を守るといった個人支援の段階ではないことから、幅広い段層（階層の誤り：引用者）を含めた連絡（協）のようなものを結成して、市民ぐるみの支援と啓発、市当局との交渉に当たったらどうかとの考えが了承され」た⁶⁵⁾。

5月27日の準備会で以下の会則案が提案され、6月16日の結成集会で承認された。

一、目的 指紋押捺制度の完全撤廃と、常時携帯制度の廃止、重罰規定の廃止など

を目ざして、調布市において市民と共に広範な運動を展開する。

二、運動の原則 調布市内に住む韓国・朝鮮人をはじめとする外国人の人権を擁護する立場に立ち、広汎な市民の問題として取組む。また今後予想される押捺拒否を含む具体的行動を守り支える。

三、会の構成 以上の趣旨に賛同する個人および団体⁶⁶⁾

会則では指紋押捺制度の全廃と外国人登録証明書の常時携帯制度、重罰規定の廃止、そして今後の拒否行動を具体的に支えていくことを規定している。共同代表にあたる世話人には梶村秀樹と姜栄一が就任した。

調布市民の会結成集会には民団、総連に所属する在日朝鮮人や高校生、高校教員など61名が集まり、市当局、法務省、警察に提出する決議文、要望書が採択された⁶⁷⁾。

結成集会のビラ(図2)に書かれた呼びかけ文には会則の目的と運動の原則が書き込まれている。また事務局は暁の会が担い、呼びかけ人には上述の暁の会中心メンバーの他、朝鮮史研究者である朴慶植、旗田巍、調布を核から守る連絡会議、調布市職員労働組合委員長、フリーライター、都立高校教員、生活協同組合職員、市民講座運営に積極的に関わりのちに調布暁の会代表となる大久保和子や調布在住の市民に至るまで幅広い階層の市民が名を連ねた⁶⁸⁾。

図2 調布市民の会結成集会のビラ(文化センターアラン所蔵)



3.2 ニュース『ひとさしゆびに自由を』

調布市民の会ではB5版3,4頁のニュース『ひとさしゆびに自由を』を、1985年7月から89年9月まで毎月発行した。『暁の会』ニュースと同様、発行時に市職労が用紙提供、印刷担当で協力した。部数は1000部で、在日朝鮮人宅に配布するだけでなく、街頭行動時に行き交う市民に直接配布してもいた。『ひとさしゆびに自由を』には市長への要望書、交渉でのやり取りや成果、指紋関連の新聞記事スクラップ、会員の問題意識、調布市民の会の活動報告などが掲載されている。梶村も数多く寄稿している。

その中でもとりわけ注目すべき記事を紹介しよう。86年1月～8月の間8回にわたり梶村は会報で「指紋押捺拒否・留保 Q アンド A」⁶⁹⁾という連載を行なった。これは1984年中の拒否者に対し警察が自治体の役所からの告発なしに逮捕する動きが出ていることに留意し、調布市民の会への相談をよびかける中で書いた連載である⁷⁰⁾。例えば警察による任意出頭の呼び出しに対しどう対応すれば良いかという質問に対し、日時指定されている葉書などの場合は断っても大丈夫だが、「[いつでもいいからこい]とか、早朝に係官が文書を持って自宅に来たりするようになったら危ない」と、指紋拒否者が経験した警察の動きを幅広く熟知した回答をしている⁷¹⁾。また逮捕を防ぐためにはどうすればよいのかという質問に対し、「一回だけ呼び出しに応じれば大丈夫です。何をどうしゃべるか、余計な質問には答えなくて良いなど、充分打ち合わせてから行くこと」と答えている⁷²⁾。さらに川崎での運動経験から川崎での裁判では略式命令3万円の判決を出させたことに触れ、裁判所に要望を出し他地域でも「地域レベルでの拒否者を守る運動が必要」だと呼びかけている⁷³⁾。このように指紋押捺拒否にまつわる不安や情勢に対し具体的に応えている。

指紋押捺拒否運動は悪法をただすために意識的に「不法」行為をなすことで不服従の意思表示をする運動である。その際、拒否をする在日朝鮮人は一介の生活者である。そのため、拒否者にとっては大きなリスクが伴い、生活上の不利益を被るという不安がつきまとう運動でもある。ここで書かれている Q&A は、指紋押捺留保や拒否をしている、または考えている在日朝鮮人が抱えるそうした不安に対し役立つ、現場での経験に裏打ちされたものである。まさに現場で活動していた梶村だからこそ書ける連載であるといえる。この連載からも、生活者としての運動に寄り添う梶村の姿勢を読み取ることができる。

また、この連載は後述する神奈川指紋拒否者相談センター（以下、「相談センター」と表記）の発足（86年3月）と前後する時期である。連載の内容は指紋拒否者が法務省、警察からどのような抑圧、制裁を受けているかを具体的に熟知していなければ執筆できないものである。梶村は相談センターの共同代表も務めていたが、相談センターにおいて顧問弁護士とともにあつた相談業務、あるいは他の地域も含めた指紋拒否者との日常的な関係の構築と交流による情報収集が連載の執筆に役立っている。

このような知的作業をここでは〈実践知〉と名づけたい。それは法律の条文ではなく、実際の運用が行政、司法によっていかに行なわれているのかを弁護士や活動家などが長年の活動経験によってはじき出した蓋然性の高い知である。またそれは権力による

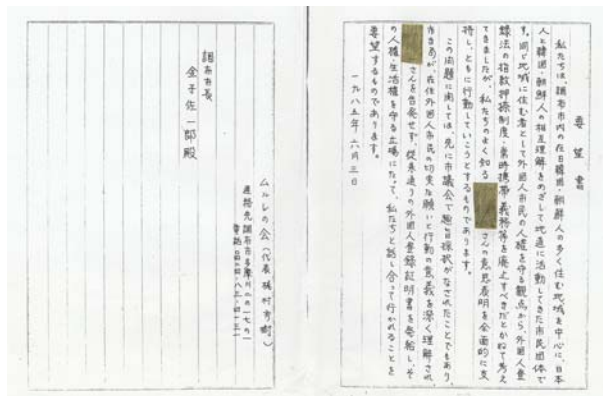
抑圧の力と運動側の突き上げの力との均衡点でもある。さらにそれは運動の趨勢如何によって多分に振幅があり、変動していく状況的な知でもある。梶村における内在的發展論のモチーフの不変性・一貫性について論じた論文で吉野誠は、それとは別の部分で梶村が「真理とはすぐれて状況的なものであるということ」を深く認識し、また、状況に対する発言こそを心掛けていた」と指摘していた⁷⁴⁾。在日朝鮮人を取り巻く社会運動に密接かつ不断にかかわり、そこで得た実践知を共有することで在日朝鮮人との信頼関係を行為遂行的に醸成していく。そこに梶村は「真理」を見出したと考えることができる。

3.3 当局との交渉

調布市との交渉時には共同代表の姜栄一が市当局の姿勢を舌鋒鋭く批判し、梶村は当局の話聞きつつ肝心な部分で反論するという役割分担があったという。물리(物理)の会でも同様に、調布市民の会での梶村について柏木は「言葉多く語って活動を引っ張っていく、というよりは、ご自身が熟考されたことを発言されていたと感じていました。とても蓄えの大きな所から引き出してお話になっていると言う印象」とふり返っている⁷⁵⁾。

1985年6月3日、調布市民の会結成の準備段階で、調布在住のR氏が指紋押捺拒否をした際に市の登録窓口にて梶村をはじめ10名程度で赴き、新規登録証の発給を勝ち取る際に調布市長宛に提出した要望書(図3)がある。この要望書の表現の独特さに注目したい。この要望書には「同じ地域に住む者として外国人市民の人権を守る観点から、外国人登録法の指紋押捺制度・常時携帯義務等を廃止すべきだとかねて考えてきましたが、私たちのよく知る」R氏の「意思表示を全面的に支持し、ともに行動していこうとするもの」と書かれている⁷⁶⁾。

図3 梶村直筆の要望書(倉橋葉子氏提供)



「私たちのよく知る」という表現から、指紋押捺拒否者となった R 氏と물리의会にはすでに関係が構築された⁷⁷⁾上で、指紋押捺拒否への支援運動がなされていることがわかる。물리의会があつてはじめて調布市民の会が成り立っており、2つの活動は地続きである。重要なのは、물리의会の活動を通じて日本人と朝鮮人とが共に歴史と現在を考える経験をし、「外堀」を埋める経験をしてきた。それが土台となって「内堀」を埋める活動である指紋押捺拒否運動につながっているという点である。その意味で물리의会の活動は、朝鮮人が指紋押捺拒否などの生活上の不利益を被るリスクが高い不服従行動をする際のハードルを少しでも下げさせてくれる、心理的クッションの役割を果たしていたともいえる。

そして記録によると1985年6月～9月にかけて市長交渉、市部課長交渉に少なくとも4回梶村が参加している⁷⁸⁾。実際にはその後も継続的に交渉に参加していたと考えるべきであろう。この時期の交渉は5.14通達による行政の厳格化に対する抵抗である。

1985年8月6日には市民部長、市民課長と、9日に金子調布市長および助役、部課長と、26日に市民部長、市民課長と交渉が行われた。この結果、第一に指紋押捺拒否者を告発しないことを市長に明言させ、第二に16歳の拒否者には要求があれば指定書ではなくすぐに新登録証を発行し、第三に登録済証明書はいかなる場合でも発行し、指紋押捺拒否者に「指紋不押なつ」と記さないこと、第四に切替などの期限前に本人への通知を必ず出すことを約束させた⁷⁹⁾。

次に9月14日までの交渉成果は上記に加え、指紋不押なつ意向表明者に対する5.14通達の運用である「指紋不押なつ」「確認未了」などの記載を調布市が一切しないと確約させたことである。そして成果報告で「私は指紋をおしません。すぐに新しい登録証をください」といえば、すぐ新登録証が出ます」と切替予定者に呼びかけた⁸⁰⁾。

さらに調布市長が変わった後に吉尾新市長との間で行われた1987年2月18日の交渉では、「(1)拒否の意志の明確な方に対しては、従来通り登録証を出します。(2)登録済証明書にも不押捺の記載はしませんし、(3)告発はしません。(4)捜査機関からの調査に関してはできるだけ慎重に対処していく考えであります。何よりも同じ街に住む市民として生活の不利益にならないように、人道的な立場に立って対処していきたいという気持ちです」⁸¹⁾という言質を取った。

1985年当時は法務省側が拒否者に対し5.14通達や再入国許可の取り消しなどの弾圧策を強めていた時期である。さらに87年2月は85年と比べた時に運動の規模が縮小し、さらに3月には問題点の多い改正外登法が国会に提出された時期である。つまり運

動の漸進的縮小と指紋制度の維持に向けた政府の動きが相まって、拒否者にとっては弾圧への不安感が増していた時期といえる。そのような不安定な時期に指紋拒否による劣等処遇を受けない自由の確保という意味での在日朝鮮人の生活権を守る事実を自治体レベルで積み上げていく営為であることに注目する必要がある。

4 「共に生きる」前提を積み上げる——様々な団体への参加

既述のように、1985年の外国人登録証明書大量切替は指紋押捺拒否運動における転機と拡大をもたらした。本章では、運動の拡大に合わせて梶村が関わった主な運動体として「指紋押捺拒否予定者会議」と「神奈川指紋拒否者相談センター」をとりあげ、あわせて梶村が活動に従事した動機について考察する。

4.1 指紋押捺拒否予定者会議と梶村秀樹

4.1.1 大量切替に向けた指紋押捺拒否の「予告」

指紋押捺拒否予定者会議（以下、「予定者会議」と表記）は、1985年8月に約37万人の在日外国人が迎える外国人登録証明書の大量切替にそなえて指紋押捺拒否を予告するというユニークな運動体である。結成のための準備会は少なくとも1984年6月から始まり、同年9月29日に約100名の支援者が集まる中で予定者会議の発会式が行われた。発会式では代表世話人⁸²⁾の一人である朴容福による「基調アピール」、拒否予定者34名の連名による「指紋押捺拒否予定宣言」、そして日本人支持者から「日本人への呼びかけ」⁸³⁾などが読みあげられた。

「指紋押捺拒否予定宣言」では指紋押捺を屈辱の経験として位置づけ、子孫に継続させることを否定しようとする意思が表明されている。また拒否者個人の意見陳述などと比べ特徴的なことは、1952年の指紋制度導入時にみられた反対運動に言及し1980年からの運動を「こうした先輩たちの抵抗の延長線上にある」と位置づけていることである。そして翌年の大量切替に備えて「いまこそ私たちは、この三十年来の「遺物」をきっぱりと清算したいと思います。「屈辱」よりも「民族的・人間的誇り」を尊重したいがゆえに、次回の登録切替時には指紋を拒否せざるをえないとの重大な決意をここに表明」している⁸⁴⁾。

予定者会議の運動方式は他地域にも伝播し、1985年1月には千葉で「指紋押捺拒否千葉予定者会議」⁸⁵⁾が、2月には大阪で「関西指紋押捺拒否予定者の会」が発会した。

予定者会議はその名前が示す通り、指紋押捺拒否の「予定」を宣言することにより翌年の大量切替に向けた運動の深化を目指すものであった。梶村からの誘いを受けて予定者会議の事務局を担っていた佐藤信行⁸⁶⁾によると、大量切替に向け、一方では民団の青年会が指紋押捺の留保運動を繰り返し、総連は組織としては活動が困難であったが総連所属の在日朝鮮人が個人として指紋押捺拒否に関わることはあった。そんな中、予定者会議は総連や民団とは「一線を画して」、他方ではキリスト者と連携をとりつつ活動していたという。予定者会議は大量切替に向けた運動への「モデルケース」を打ち出すものであった。予定者会議の運動は「1985年8月の大量切替で運動はどちらかになるから、それまで頑張ろう」という見通しのもとに、「初期の時にみんな一生懸命集まっては色んなことをやる」という短期決戦のイメージであったという⁸⁷⁾。実際、予定者会議としての集会や要請、交渉も1985年にかけてが圧倒的に多い。

予定者会議は金嬉老裁判を機に作られた朝鮮語の塾である現代語学塾とも強いつながりがある。現代語学塾が準備会の会場となっていたこともあり、1984年当時に現代語学塾の事務局長であった谷口豊は梶村から相談を受け、予定者会議の事務局員として参加していった。準備会では運動の枠組みや後述する発会式に向けた準備が討議されていたという。また、現代語学塾が団体として予定者会議に参加するか否かを運営委員会に諮り、そこで決定を受け自主的に塾生が事務局に加わった。事務局に入った日本人13名のうち8名が塾生あるいは塾関係者であり、半数を超えていたという⁸⁸⁾。

4.1.2 予定者会議における梶村の活動

梶村は予定者会議には準備会から携わり、発会式で読み上げられた「日本人への呼びかけ」を田中宏と連名で執筆した。佐藤によると、「日本人への呼びかけ」の原案は梶村が執筆し、田中宏が修正を加えて完成させたという⁸⁹⁾。

「日本人への呼びかけ」では、1952年の指紋制度導入時にも指紋押捺拒否運動があったが、「これに呼応する日本人の運動は皆無に等しく、在日外国人は遂に孤立の中に忍従を強いられるに至り、日本人に課されようとしていた指紋制度は人権の論理によって免れたが「外国人への指紋押捺は許してしまった」と1950年代の指紋押捺の歴史を振り返る。したがって、「現在の在日外国人の指紋押捺全廃をめざす正当な要求にそって歩むことができるかどうかは、日本社会にいまなお地をほうように拡がっている差別意識・排外主義を克服できるかどうかの、重要な試金石」だと指紋押捺拒否運動に日本人が関わる意義を強調している。さらに、在日外国人の大半は日本の「植民地統治に起因する在日韓国・朝鮮人、中国人」であり、「日本人がこれらの人々と共に生きる関係

を築くことは、歴史が私たちに残した課題」であり、「このような問題意識に立つてこの運動にかかわ」り、日本人としての任務を果たすことが必要だと書いている⁹⁰⁾。

1950年代における指紋押捺拒否運動の歴史を初めて本格的に叙述したのは梶村である⁹¹⁾が、呼びかけにあるように彼がその運動から引き出した教訓は、日本人の側の連帯の不在である。この連帯の不在を歴史の反面教師とし、それを行動で乗り越えようとする梶村の問題意識が呼びかけには明白に表れている。ゆえに日本人が指紋押捺拒否運動に連なることは日本社会における差別意識・排外主義克服のための「重要な試金石」なのである。

さらに植民地支配を原因として日本に住むようになった在日朝鮮人、中国人と「共に生きる」関係をつくるべきという呼びかけの文言からは、「共に生きる」関係をつくることは植民地支配がもたらした差別、すなわち植民地主義を具体的に克服していく行為と不可分であると梶村が認識していることが分かる。だからこそそれは日本人にとっての歴史的課題であり、そういう問題意識に立つて運動に関わり任務を果たすことが必要だと梶村は説くのである。

予定者会議の発会式で梶村は「一人でも多くの日本人が隣国人に対する差別の象徴、指紋押捺制度の全廃運動に加わるべきだ」と発言したと報道されている⁹²⁾。同年11月16日には予定者会議主催の指紋押捺を考える第一回連続講座で「解放後の在日朝鮮人運動と指紋」と題して講演している。

4.2 神奈川指紋拒否者相談センターと梶村秀樹

4.2.1 指紋拒否者の「駆け込み寺」——指紋拒否者相談センター

1985年夏の外国人登録証明書大量切替時には全国で1万6千名もの指紋拒否、押捺留保者が出ており、指紋押捺拒否運動が最も盛り上がりを見せた。一方で法務省は「5.14通達」や再入国拒否、在留期間更新の打ち切りなどの厳格対応や制裁で応じ、警察も自治体の告発によらない逮捕を各地で行い、弾圧策で応じた。民団の留保運動終了などを経て、拒否者の数は減少していった。そんな中1986年1月31日時点で163名いた神奈川県内の拒否者への「早急な支援体制を組織する」べく、86年3月に設立されたのが「神奈川指紋拒否者相談センター」（以下、「相談センター」と表記）である。

相談センターの主な取り組みは以下の4つである⁹³⁾。

第一に県内各地の情報交換と交流である。指紋押捺拒否運動は日本国家を相手に行っているため、運動のネットワークの拡大なしには拒否者・留保者は孤立し運動の持続も難

しい。これまで拒否者個人を支援する「支える会」という形態から、地域を包括した「～地域の拒否者を支える会」という形態への移行が支援団体の間で見られた。相談センターは各地域の支援団体をつなぎ⁹⁴⁾、支援団体の連合体としての役割を担った。

第二に拒否者の救済対策である。裁判になれば拒否者にも弁護士がつくが、略式の事例の方がはるかに多いのが指紋押捺拒否運動である。そんな中で多くの拒否者が抱える不安を相談センターの顧問弁護士⁹⁵⁾などがサポートし、拒否者に寄り添う活動である。

第三に県内の役所との交渉である。梶村が共同代表の一人として重点的に活動したのはこの部分である。自治体、警察、裁判所宛の梶村の署名付き意見書や要望書が多数ある。

第四に宣伝活動と世論の盛り上げである。機関誌である『神奈川指紋拒否者相談センターニュース』（以下『相談センターニュース』と表記）の発行や拒否者逮捕への抗議行動、拒否者支援集会の開催などを通じて、大量切替期以降に拒否者・留保者数とともに漸次縮小した世論を再度盛り上げていくことを目標とした。

4.2.2 相談センターの共同代表として

相談センターにおいて梶村は関田寛雄（牧師）、依田駿作と共同代表を務めた。『相談センターニュース』創刊号に梶村が寄せた「発足にあたって」という文章では、指紋拒否者の「正義は我にあるのだけれども、日常生活の中で淡々と良心をつらぬくことを可能にするためには、孤立につける脅しにまけないための法的知識や、人権を守る連帯行動・密接な情報交流のネットワークも必要」だと相談センターの役割を端的に要約している。さらに「ひとつとどのように見過ごすのではなく、実際に必要とされているネット・ワークの一端なりを担うことによってこそ、人権の歴史をきりひらくことができると、運動に参加し歴史を創っていくことをよびかけている⁹⁶⁾。

発足集会では梶村が挨拶し、不条理な指紋押捺制度に異議を申立てた「拒否者を支えることは非常に労力を要する地味な作業ではあるが、神奈川という地域社会が人権を守れる社会になれるかどうかの試金石である」と述べ、「県内のあらゆる拒否者の志を尊重し、全ての拒否者を受けとめたい」と締めくくった⁹⁷⁾。「労力を要する地味な作業」である支援の運動に「試金石」としての価値を見出す梶村の運動観がみてとれる。

梶村の活動として注目すべきことは関田寛雄、依田駿作両共同代表との連名による上申書や意見書の提出である。警察に対しては指紋拒否者に対する嫌がらせの捜査や呼び出し、高圧的な態度を猛省しそれらを一切やめること、拒否者の実情に応じた穏当な聴取の形式を配慮すること、などを求めた⁹⁸⁾。裁判所に対しては指紋押捺拒否をした P

氏が罪証隠滅の虞がないため逮捕状の請求却下を求めた⁹⁹⁾。また罰金5万円での略式起訴が予想される7名に対し従前どおり罰金額3万円での略式命令を下すよう求めたりもしている¹⁰⁰⁾。

要望書や意見書で出された主張や要求は「ラディカル」なものではないが、指紋押捺拒否者一人一人の生活破壊を少しでも食い止め、「全ての拒否者を受け止め」ることで「拒否者の志を尊重し」ていくという梶村の活動がこれらの文書からよく分かる。

これらの要望書や意見書に書かれた文章は、朝鮮史研究者としての知見が必ずしも必要なものではないだろう。しかし梶村はそこに自分の名をしかと刻み責任を負っている。こうした梶村の「労力を要する地味な作業」からは、専門的知見が必要なくとも可能な労働は忌避する「専門家」の態度、あるいは専門分野に特化した業務のみを行えば事足りりとする「知識人」の狭隘さを批判する知識人像を見てとれる。とりわけ、在日外国人に外国人登録を強いている構造の政治的主権者としての責任を考えればなおさらである。

4.3 活動に従事した動機

梶村が様々な活動に従事した動機は何だったのだろうか。それを考える際に手がかりとなる文章がある。1985年7月に行われた講演で梶村は、日本人が単に支援するレベルを超えた独自の闘いを創る必要があるとし、比喩的に「外登法違反は日本人だってできる」と説いている。指紋押捺拒否者と共に「独自の具体的な課題をどうやって日本人の主体において担うか」が問われているとし、自分たちの住んでいる地域においてすべき仕事が膨大にある。それらをこなさなければ「数多く同時多発的に行われている今進行している闘いは維持できない」としている¹⁰¹⁾。主体性を朝鮮人にのみあずける「支援」というレベルを超え、日本人が独自に、主体的に指紋押捺拒否運動を担い、創っていくことの重要性を説いている。そうすることで、植民地期から戦後民主主義に至るまで継続する朝鮮人の生活権に対する剥奪行為に終止符を打ち、自分たちがつくってきた差別構造を打破していくという梶村の意気込みがこの講演からうかがえる。

梶村を運動の現場で見かけたという証言は多い。指紋押捺拒否運動では「指紋制度をなくす文京の会」で活動した米津篤八も梶村について以下のように証言している。

とにかく常に現場にいるという感じですね。集会とか、デモとかがあると欠かさず行っている。どうしてこんなに時間があるんだろうという思いで（見てまし

た)。…文章も、頼まれれば断らずに、運動関係の文章を書くし。…今考えるとね、自分にはできないですね。だから本業の、研究の時間をやっぱりかなり削ってそういうところに参加したということだと思うんですね。¹⁰²⁾

「共に生きる」ということを単に言葉で主張するだけではなく、その実現に向けた前提として常に「共にいる」、寄り添うという行為を梶村が重視し続けた足跡として、米津の述懐を位置づけることができる。調布市民の会や相談センターに所蔵されている何枚もの意見書や抗議声明、要望書もそれを物語る。米津が述懐するように、たしかに梶村は朝鮮近代経済史研究者としての自身の研究活動を後回しにしてでも現場に居合わせ、寄り添うことを選んだのかもしれない。常に運動の現場に身を置き続け、梶村秀樹の名をもって、責任を負う作業を積み重ねるという行為一つ一つが、指紋制度に象徴される日本と朝鮮との差別関係を変え、「共に生きる」社会の実現に向けた前提を一つ一つ積み上げていく行為だということをここでは強調しておきたい。

しかし「排外主義克服のための朝鮮史」という講演も行った梶村にとって、在日朝鮮人に対する民族差別を制度的差別、社会的差別の両面含めて実際になくしていくことは、梶村における広義の学術的要請とは必ずしも背理しないものである。その意味では、朝鮮と日本との関係を実際に変えるための実践活動は、梶村史学に内在化されているものと考えることができる。このように考えた時に梶村の活動従事は、それを見る者に知識人としてのあり方を自己省察させるものとして解釈されるべきである。言葉のうえだけで「新しさ」を求めていく「学術」のあり方自体に対し省察を促すものとして、梶村の活動従事を捉えかえすべきではないだろうか。

終わりに

本稿では、梶村秀樹による指紋押捺拒否運動への活動に関する一断面を提示した。仲間とともに梶村は、地域に根ざした下からの運動体である물리(ムリ)の会を作り主導的に活動した。물리(ムリ)の会での活動、それに密接にリンクした調布市民の会における指紋押捺拒否運動への参加からは、生活者としての在日朝鮮人一人一人に寄り添うという梶村の活動姿勢を読み取ることができる。裏方業務も積極的かつ能動的にこなす梶村の姿からはサイドのいう知識人としてのあり方をみることができる。また外堀としての間接的な影響圏構築、内堀にあたる具体的な法制度の変革、そして本丸にあたる究極的目標として

の「朝鮮と日本のあるべき関係」の構築という運動戦略をもちつつ梶村が活動していたことも明らかにした。さらに指紋押捺拒否予定者会議での「日本人への呼びかけ」からは、過去の運動の歴史から得られた日本人による連帯の不在という教訓を現在の運動によって克服していこうとする梶村の問題意識を浮き彫りにした。加えて相談センターでの「労力を要する地味な作業」である要望書や意見書の執筆や要請行動、そこでの活動で得られた〈実践知〉を他地域の様々な媒体で共有することで在日朝鮮人との信頼関係を構築していく梶村の活動家・知識人としてのあり方は、参照点とすべきものである。

梶村秀樹の学術的業績は現時点で参照できるものではなく、参照できるものがあるとしたらそれは彼の「現場感覚」のみである、という日本人研究者の評価を耳にしたことがある。現場感覚やそれにもとづく〈実践知〉を内在化できない「知識人」に、梶村が求めたような真理を探究できるのかと問い返したい。本論で言及した〈実践知〉の重要性を看過するとすれば、知識人の役割を自ら致命的に狭めることになる。

これとは対照的な文章がある。法政大学の韓国文化研究会と朝鮮文化研究会、新宿の外国人登録法問題を考える連絡会の連名で市ヶ谷キャンパスに掲げられた、梶村の死を悼む立て看板である。

氏は、抑圧民族と被抑圧民族との立場にある、日本人と朝鮮人にとって乗り越えられないといわれた壁を、その卓越した知識と、我々を理解しようと努力された真摯で謙虚な姿勢によって、見事に打ち砕いてしまった。それ故に、日本人としての氏の存在は、我々にとっては革命的でさえあった。我々は、梶村氏によって日本人を信じることができたのだ。¹⁰³⁾

南北それぞれの立場から民族差別撤廃と統一を目指す在日朝鮮人学生団体に、「革命的」であり「梶村氏によって日本人を信じることができたのだ」と言わしめた梶村の「知識」と「真摯で謙虚な姿勢」、そしてその表現としての活動目録は、差別と分断を克服しうるよすがとなる。日本人によって幾度でも振り返られるべきであろう。

注

- 1) 梶村秀樹は指紋押捺拒否裁判での証人尋問などの活動もしていたが、それらについては別の機会でも論じることとする。
- 2) 寺島俊穂 (1995)「指紋押捺拒否運動の思想と運動 (一)」『大阪府立大学紀要 (人文・社会科学)』43号, pp.17-29. および寺島俊穂 (1996)「指紋押捺拒否運動の思想と運動

- (二) 同書, 44号, pp.15-28. 両論文はのちに寺島俊穂(2004)『市民的不服従』風行社の第4章にまとめられた。
- 3) 金隆明(2003)「指紋押捺制度と在日朝鮮人の人権」『姜徳相先生古希・退職記念 日朝関係史論集』新幹社, pp.682-705.
 - 4) 佐藤信行(2003)「外国人登録法と指紋押捺拒否運動」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編『世界のプライバシー権運動と監視社会——住基ネット, IDカード, 監視カメラ, 指紋押捺に対抗するために』明石書店, pp.93-120.
 - 5) 杉原達(2005)「帝国という経験——指紋押捺を問い直す視座から」『岩波講座 アジア・太平洋戦争1 なぜ, いまアジア・太平洋戦争か』岩波書店, pp.47-86.
 - 6) 姜元鳳(2014)「가치무라 히데키의 사회운동과 한국사 연구」강원봉・도베 히데야키・미쓰이 다카시・조관자・차승기・홍종욱『가치무라 히데키의 내재적 발전론을 다시 읽는다』아연출판부, pp.26-41.
 - 7) 山本興正(2016)「金嬉老公判対策委員会における民族的責任の思想の生成と葛藤——梶村秀樹の思想的関与を中心に」『在日朝鮮人史研究』No.46, 緑陰書房, pp.139-171.
 - 8) 山本興正(2021)「朝鮮人差別克服のための闘い——日本朝鮮研究所の反差別語闘争を中心に」清原悠編『レイシズムを考える』株式会社共和国, pp.270-290.
 - 9) 大槻和也(2017)「『国境をまたぐ生活圏』概念の起点—梶村秀樹による金嬉老裁判への関わりを手がかりに—」『次世代人文社会研究』13号, 韓日次世代学術フォーラム, pp.259-283.
 - 10) 板垣竜太(2021)『北に渡った言語学者——金壽卿 1918-2000』人文書院, pp.18-19.
 - 11) 물례の会関係者の柏木実氏は2020年8月2日に開かれた会の解散総会において, 会員の活動への思いがこもった記録は残すべきだとして両ニュースのPDF化を提案し, 柏木氏自身がPDF化作業を行なった。資料を提供していただいた柏木実氏に, この場を借りて感謝いたします。
 - 12) 筆者は2021年9月7日に指紋押捺拒否予定者会議事務局を担っていた佐藤信行氏に, 9月15日に물례の会関係者である倉橋葉子氏と坂内宗男氏に, 10月8日に柏木実氏に, 12月31日に現代語学塾塾生であった米津篤八氏に, 2022年4月5日に現代語学塾塾生であった権丈眞弓氏, 塾生であり指紋押捺拒否予定者会議事務局員でもあった谷口豊氏にインタビュー調査を行なった。インタビューに答えてくださり感謝いたします。加えて倉橋葉子氏には当時の日記を抜粋した書簡などの資料を多数提供していただきました。どうもありがとうございます。
 - 13) 以上, 指紋に関する基本的な説明は金英達(1987)『日本の指紋制度』社会評論社, pp.21-59 参照。
 - 14) 以上, 引用を含め同書, pp.55-57.
 - 15) 「第二回公判(1983年9月20日)証人尋問 検察側証人 野村進」韓さん一家の指紋押捺拒否を支える会発行(1984年6月24日)『恨!生涯続く屈辱の烙印 もういやだ!! 指紋押捺拒否訴訟公判記録 第1集』pp.29-38 参照。

- 16) 渡辺公三 (2003) 『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』言叢社。
- 17) 同書, 第4章注41, p.422.
- 18) なおこの点に関し, 高野麻子は指紋法がインドで誕生しつつも指紋法を作るエネルギーは西欧諸国の相互作用も含む「近代の文脈」の中で生成したという(高野麻子(2016)『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房, p.50)。しかし該当論点における高野の行論の中でも多くの叙述がなされているのはイギリスの植民地インドにおける指紋法の誕生と開発, そして同じく植民地である南アフリカへの伝播である。たしかにフランスでの都市における非定住者に対する人体測定法の導入は, 植民地宗主国における個人認証技術需要の高まりの一例であり, 近代の文脈と言える(高野(2016), 同書, pp.23-49)。とはいえ同時期のフランスで労働市場への外国人参入を規制しようとする動きに対応して外国人労働者管理としての人体測定法, 外国人登録が議論, 実施されていたことをみても(ジョン・トーピー著, 藤川隆男監訳(2008)『パスポートの発明・監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局, pp.169-173), 管理の背景にはレイシズムとのより強い親和性が考えられる。加えて強制的指紋押捺と管理が, 対象者の同意を排除してきた関係性(外国人, 特に旧宗主国における植民地出身者の末裔)または空間(植民地や監獄)においてこそ迅速かつ本格的に駆動した事実を鑑みる必要がある。ゆえに指紋法を作る固有のエネルギーと理由を説明する際には, 近代の文脈というやや抽象的な概念よりは植民地支配を極点としたレイシズムという具体的暴力の要素の方がより比重が大きく, かつ説得的ではないかと筆者は考える。
- 19) 以上, 解放後の朝鮮人の再渡航と日本政府の対応については鄭榮桓(2013)『朝鮮独立の隘路——在日朝鮮人の独立5年史』法政大学出版会, pp.53-67 参照。
- 20) 田中宏(1985)「外国人指紋制度の導入経緯」『季刊三千里』42号, pp.43-44 参照。
- 21) 朝連による外登令反対運動については, 鄭(2013), 前掲書, pp.85-114 参照。
- 22) 外登法における指紋押捺制度導入の背景については, 板垣竜太(2003)「帝国の臣民管理システム——過去と現在」白石孝, 小倉利丸, 板垣竜太編『世界のプライバシー権運動と監視社会——住基ネット, IDカード, 監視カメラ, 指紋押捺に対抗するために』明石書店, p.82 参照。
- 23) 1950年代における外登法および指紋押捺反対運動については引用も含め, 梶村秀樹(1984)「在日朝鮮人の指紋押捺拒否の歴史」『季刊三千里』39号, pp.47-54 参照。
- 24) 飛鋪宏平(1959)「外国人登録法の指紋に関する政令について(一)」外国人登録事務協議会全国連合会編『外人登録』23・24合併号, p.1.
- 25) 佐藤信行(2003), 前掲論文, pp.102-115 を参照。
- 26) 改正点は指紋を16歳時の最初の確認登録や新規登録時のみ登録原票と指紋原紙に押捺させ, 以降はそれを登録証に転写することである。また登録証をラミネートカード化することである。カード作成の機械を地方入管局に配置したため登録証作成に地方入管局が直接関与し, 自治体の広範な外国人登録事務を地方入管局が逐一チェックできるという問題点がある。

- 27) 2007年に施行された改正出入国管理及び難民認定法第6条3項の規定による。これに対し在日中国人指紋押捺拒否者である徐翠珍は、まつろわぬ者を国家が厳しく監視しようとする意思の不変性を批判している(徐翠珍, 聞き手・解題: 大概和也(2020)「人間としての誇り」にもとづく闘い——在日中国人・徐翠珍氏の生きざま』『1968を編みなおす——社会運動史研究2』新曜社, pp.155-156)。
- 28) 在日大韓基督教会調布教会牧師。물례の会の結成から梶村との親交がはじまった。
- 29) 翻訳家。1950年生まれ。訳書に李康勲(1987)『わが抗日独立運動史』三一書房, 任哲完(2020)『信仰と人生—ある韓国キリスト者の5分間講話』日本基督教団出版局などがある。1970年10月から現代語学塾に1年間通い, 金嬉老公判対策委員会の会合に参加した際に梶村と初めて出会った。
- 30) 元調布市公務員。1960年代から生活保護行政のケースワーカーとして調布の在日朝鮮人宅への訪問活動をしていた。梶村秀樹との出会いは書籍からであり, 梶村が執筆した『朝鮮史』(講談社学術文庫)の読書会を通じて彼のことを知ったという。2021年9月15日に行なったインタビューより。
- 31) 城西教会の牧師。梶村との最初の出会いは1973年に反天皇制講座としての「2.11集会」に梶村を講師として依頼したことである。その後, 1983年6月18日の南朝鮮民族解放戦線事件の救援会の集会でも梶村に講師として来てもらっている。徳永五郎(1990)「梶村さんを思い——」調布물례の会『물례の会シリーズ9 梶村秀樹と調布물례の会 梶村秀樹さんを悼む』pp.30-31。
- 32) 調布市の元中学校理科教員。大学寮の在日朝鮮人ルームメイトから批判をされた経験, 勉強会の仲間から「差別は差別する側の問題である」という言葉を受けたりした経験を経て, 共同代表の姜栄一氏から誘われ会に参加するようになった。2021年10月8日に行なったインタビューより。
- 33) 坂内宗男(2020a)「在日者に身を寄せて～調布ムルレの会40年の歩みと私～」(在日韓人歴史資料館第125回土曜セミナー), その講演録である坂内宗男(2020b)「在日者に身を寄せて～調布ムルレの会40年の歩みと私～」調布물례の会発行『調布물례の会シリーズ14 在日の人権は今～私たちに問われていること～』p.55, および倉橋葉子(1989年5月)「備忘録—仕事に関して—」『响沫集 増井経夫先生三上次男先生退任記念号』p.19参照。
- 34) 倉橋葉子(1990)「梶村先生を想う」調布물례の会『물례の会シリーズ9 梶村秀樹と調布물례の会 梶村秀樹さんを悼む』p.33参照。
- 35) 以上, 会の起源については坂内宗男(2020b), 前掲講演録, p.54参照。
- 36) 柏木実氏へのインタビューより(2021年10月8日)。
- 37) 徳永五郎(1990), 前掲回想文, p.31。
- 38) 姜栄一(1990)「故梶村秀樹先生を偲んで」調布물례の会『물례の会シリーズ9 梶村秀樹と調布물례の会 梶村秀樹さんを悼む』p.29。
- 39) 寺島俊穂(2004), 前掲書, p.151。

- 40) 田中宏 (2019) 『「共生」を求めて——在日とともに歩んだ半世紀』解放出版社, pp.111-112.
- 41) 韓国におけるキリスト教の保守的側面, 進歩的側面の二面性に関しては, 崔亨默著・金忠一訳 (2013) 『権力を志向する韓国のキリスト教—内部からの対案』信教新書が参考になる。
- 42) 1987年4月1日に組織改編された調布물례の会には会則が掲載されたリーフレットが存在する。
- 43) 「調布물례の会活動日誌 (30年の歩み)」調布물례の会発行 (2010) 『調布물례の会シリーズ 13 日本の外国人政策と在日コリアン』 p.88 参照。
- 44) 2021年10月13日の倉橋葉子氏からの書簡。
- 45) 倉橋葉子氏, 坂内宗男氏へのインタビュー (2021年9月15日)。
- 46) 本稿に関係の深い1980年~85年までの発行回数は1980年が8回, 81年が5回, 82年が5回, 83年が4回, 84年が3回, 85年(6月まで)が2回である。
- 47) 柏木実氏へのインタビューより (2021年10月8日)。
- 48) 姜栄一 (1990), 前掲回想文, p.29.
- 49) 倉橋葉子氏, 坂内宗男氏へのインタビュー (2021年9月15日)。
- 50) 坂内宗男 (1989) 「梶村秀樹先生を悼む」「故梶村秀樹先生をしのぶ市民の集い」実行委員会編集・発行『追悼・梶村秀樹さん』 p.69.
- 51) 2021年10月13日の倉橋葉子氏からの書簡。
- 52) エドワード・W・サイド (1998) 『知識人とは何か』平凡社ライブラリー, p.79.
- 53) 例えば多摩川の川べりに住み電気製品の古物回収業を営む在日朝鮮人一世のOさん宅を訪問した際の見分は梶村秀樹 (1986) 「Oさんの日々」『東亜』227号, pp.9-11. ここで梶村はOさんの生活の営みに根ざした膨大な知識とノウハウが「省資源リサイクルの重要な一端を担っている」ことを発見し, さらにそれを朝鮮民衆文化, アジア民衆文化における技術活用との親和性にまで関わらせて簡潔に論じており興味深い。
- 54) 倉橋葉子氏, 坂内宗男氏へのインタビュー (2021年9月15日)。
- 55) 2021年10月13日の倉橋葉子氏からの書簡。
- 56) 2021年10月13日の倉橋葉子氏からの書簡。
- 57) 調布물례の会発行 (2010), 前掲活動日誌, p.98.
- 58) 1回目は1984年11月に田中宏が「外国人登録法の問題点~指紋押捺強制を問いなおす~」と題し講演を行なった。2回目は85年2月に「報告と音楽の夕べ」と題し在日韓国人グループによるコンサートとともに川崎市職労書記次長である林光昭による「現場からみた指紋押捺問題」, 指紋拒否者でハンストを実践した林三鎬による「指紋押捺拒否者の訴え」と題した講演を行なった。3回目は3月に呉徳洙監督による映画『指紋押捺拒否』の上映と指紋押捺拒否予定者会議代表世話人である朴容福による講演を行なった。
- 59) 坂内宗男 (1981年6月) 「ある事件」『물례の会』ニュース11号, pp.1-2.

- 60) この記事は初出時において無記名であるが梶村の死後に発行された追悼文集において梶村の「肉筆」として掲載されていることから、梶村の文章だと判断した。調布물레의会 (1990)『물레의会シリーズ9 梶村秀樹と調布물레의会 梶村秀樹さんを悼む』p.1 および p.8 参照。
- 61) 調布물레의会発行 (2010), 前掲活動日誌, pp.98-99.
- 62) 以上, 引用部分も含めて無記名 (1984年8月)「署名に協力を!!外国人登録法改正と指紋押捺拒否者の支援とにむけて」『물레의会』ニュース24号, p.1 参照。
- 63) 指紋押捺制度完全撤廃を求める三・一全国共同関東集会「基調報告」『指紋押捺制度“完全”撤廃を求める3.1全国共同関東集会』パンフレット, p.2. なお同日, 名古屋YMCA で在日外国人の指紋押捺を廃止させる会主催の3.1集会で梶村が「日本人にとっての指紋押捺」という講演を行なっている。梶村秀樹著作集刊行委員会編 (1990)「第三章 年譜」『梶村秀樹著作集 別巻 回想と遺文』明石書店, p.319 参照。
- 64) 指紋押捺制度完全撤廃を求める三・一全国共同関東集会「決議文」『指紋押捺制度“完全”撤廃を求める3.1全国共同関東集会』パンフレット, pp.45-46 参照。
- 65) 調布물레의会発行 (2010), 前掲活動日誌, p.100.
- 66) 調布물레의会発行 (2010), 前掲活動日誌, p.100.
- 67) 山本伸司 (1985)「「指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」活動報告」물레의会発行『물레의会シリーズ7 指紋押捺制度と在日韓国・朝鮮人 市民講座の記録』, p.40.
- 68) 1985年6月16日に開催された「外国人登録法による指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会結成集会」のビラ。文化センターアリラン所蔵『梶村秀樹運動史資料』内のNo.115「外国人登録法による指紋押捺制度撤廃を求める調布市民の会」フォルダ内にある「S001」ファイル所収。
- 69) 梶村秀樹 (1986年1月1日-8月1日)「指紋押捺拒否・留保QアンドA」『ひとさしゆびに自由を』7~14号。なお, 調布물레의会 (1990), 前掲書に再掲されているが, 引用は原典をあたった。
- 70) 「市民の会会報「ひとさしゆびに自由を」の歩み」調布물레의会 (1990), 前掲書, p.50.
- 71) 梶村秀樹 (1986)「指紋押捺拒否・留保QアンドA (2)」『ひとさしゆびに自由を』8号, p.2.
- 72) 梶村秀樹 (1986)「指紋押捺留保・拒否QアンドA (1)」『ひとさしゆびに自由を』7号, p.3.
- 73) 梶村秀樹 (1986)「指紋押捺拒否留保QアンドA (8)」『ひとさしゆびに自由を』14号, p.2.
- 74) 吉野誠 (1990)「梶村秀樹の朝鮮史研究-内在的發展論をめぐって-」『商経論叢』26巻第1号, 神奈川大学経済学会, pp.190-191.
- 75) 柏木実氏へのインタビュー (2021年10月8日)。
- 76) 調布市民の会結成前であるため, 「ムルレの会 (代表 梶村秀樹)」という署名がある。なお, 同様の表現は85年8月19日に調布市長あてに提出したK氏の指紋拒否行動を

- 支援する要望書にもある（물례の会（1985），前掲書，p.48）。K氏は姜榮一氏の息子である。倉橋葉子氏，坂内宗男氏インタビュー（2021年9月15日）より。
- 77) R氏は姜榮一氏の配偶者である。倉橋葉子氏，坂内宗男氏インタビュー（2021年9月15日）より。
- 78) 「第三章 年譜」梶村秀樹著作集刊行委員会編（1990），前掲書，pp.320-321.
- 79) 無記名（1985年9月）「調布市当局との交渉経過報告－拒否の意志固ければ，ただちに新登録証を出す！－」『ひとさしゆびに自由を』3号，p.2参照。なお前掲『물례の会シリーズ9 梶村秀樹と調布물례の会 梶村秀樹さんを悼む』に梶村の肉筆として所収されていることから梶村の文章と判断した。
- 80) 無記名（1985年10月1日）「指紋拒否者にも，すぐ新登録証！！調布市も，ついに5.14通達事実上返上！！」『ひとさしゆびに自由を』4号，p.4参照。
- 81) 無記名（1987年3月1日）「2月18日 市民の会，吉尾市長と話し合い」『ひとさしゆびに自由を』21号，p.2.
- 82) 代表世話人は朴容福，洪大均，金容権の3名である。
- 83) 「基調アピール」，「指紋押捺拒否予定宣言」，「日本人への呼びかけ」は全て文化センターアリラン所蔵『梶村秀樹運動史資料』内のNo.1159「指紋押捺拒否予定者会議1」フォルダ内にある「001」ファイルに所収されている。
- 84) 以上，「指紋押捺拒否予定宣言」参照。
- 85) 梶村は85年1月27日に開かれた指紋押捺拒否千葉予定者会議結成集会にも参加し，発言している。発言内容については別稿で扱う。
- 86) 佐藤は『季刊三千里』編集者として執筆者の梶村とは1976年から親交がある。予定者会議には1984年6月の準備会の段階で梶村から誘いを受けたという。佐藤信行（1990）「梶村先生と共に」『梶村秀樹著作集別巻 回想と遺文』明石書店，pp.179-180参照。
- 87) 佐藤信行氏へのインタビュー（2021年9月7日）より。
- 88) 谷口豊氏，権丈眞弓氏へのインタビュー（2022年4月5日）より。
- 89) 佐藤信行氏へのインタビューより（2021年9月7日）。
- 90) 以上，「日本人への呼びかけ」参照。
- 91) 梶村秀樹（1984），前掲論文。この論文自体が指紋押捺拒否運動の高揚を受けて執筆されたものと考えらるべきであろう。
- 92) 「指紋押捺を集団拒否 「拒否の会」が発足 関東・東北の会社員ら34人」『朝日新聞』1984年9月30日朝刊，22面。
- 93) 主な取り組みについては「神奈川指紋拒否者相談センター－入会のご案内－」リーフレットを参照。リーフレットと後述する『神奈川指紋拒否者相談センターニュース』は当時相談センターの連絡先となっていたNPO法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾から提供を受けた。どうもありがとうございます。
- 94) 「神奈川指紋拒否者相談センター－入会のご案内－」リーフレットの連絡先には神奈川における指紋押捺拒否運動を担った主要な団体が記載されている。

- 95) 顧問弁護士には1986年3月14日段階で金敬得, 新実隆, 今村嗣夫を含む29名の弁護士が名を連ねている。「神奈川指紋拒否者相談センター-入会のご案内-」, 前掲リーフレット参照。
- 96) 以下, 梶村秀樹(1986年3月26日)「発足にあたって」『神奈川指紋拒否者相談センターニュース』創刊号, p.1参照。
- 97) 無記名(1986年3月26日)「指紋押捺拒否者の相談センター発足(3.7発足集会にて)」『神奈川指紋拒否者相談センターニュース』創刊号, p.2参照。
- 98) 神奈川県警察本部本部長中山好雄および各警察署長宛の「指紋押捺拒否者への対処のあり方についての要望書」, 1986年11月20日付。なお家族や健康の問題を抱え出頭が難しい指紋拒否者K氏に対する「強権的な嫌がらせ捜査を即刻中止」し書類送検するよう求めた川崎臨港警察署長斎藤明秀宛の「上申書」, 1987年2月28日付もある。これらの資料は注99), 100)に掲げた「上申書」および「意見書」も含め, 当時相談センターの拠点にもなっていた社会福祉法人青丘社所蔵の資料である。閲覧させていただき, どうもありがとうございます。
- 99) 横浜地方裁判所川崎支部および川崎簡易裁判所宛の「上申書」, 1986年4月26日付。
- 100) 川崎簡易裁判所宛の「意見書」, 1987年2月10日付。
- 101) 梶村秀樹(1985)「指紋押捺拒否の意味-外登法廃止にむけての私たちの課題」『日本・朝鮮・中国』10, p.23. この論文は山本興正氏に提供していただいた。ここに感謝申し上げます。
- 102) 米津篤八氏へのインタビュー(2021年12月31日)。
- 103) 太田勝洪(1993年3月)「汝・未来を信じるや」梶村秀樹著作集編集委員会編『梶村秀樹著作集に寄せて』No.3, p.6.

(第20期第8研究会による成果)